

日本認知症ケア学会 研究発表等に関する倫理規定

(目的)

第1条 この規定は、日本認知症ケア学会大会等（以下「学会大会等」という）における会員の研究発表が、質の高い認知症ケアを実現し、認知症高齢者および介護者等の生活の質を高め、もって豊かな高齢社会の創造に資するために、別に定める研究発表に関する倫理綱領（以下「倫理綱領」という）に基づいて、適正に行われることを目的とする。

(倫理委員会の設置目的)

第2条 第1条に定める内容を達成するために、倫理委員会を設置し、次の業務を行う。

- 1 本規定及び倫理綱領の改廃に関する審議
- 2 学会大会運営委員会における倫理綱領遵守に関する助言
- 3 会員の倫理向上に関する提言
- 4 理事長からの諮問に基づく倫理綱領違反に関する審議

(倫理委員会の構成)

第3条 倫理委員会は、理事長の指名により、委員長1名及び委員3名以上5名以内をもって構成する。

- 2 委員長及び委員の任期は2年とする。
- 3 委員長及び委員の再任は妨げない。ただし、2期を超えることはできない。

(倫理委員会の運営)

第4条 倫理委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は委員長及び委員の合計人数のうち、半数以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員会は、出席委員の過半数の賛成により決議を行う。
- 4 委員会は、会議の開催が困難な場合には、書面による連絡と意見の聴取によって代えることができる。

(倫理委員会の業務)

第5条 第2条第1項による本規定及び倫理綱領の改廃については、倫理委員会の審議結果を理事会において提案し、理事会での審議の上、その可否を決する。

- 2 第2条第2項による学会大会運営委員会における倫理綱領遵守に関する助言については、委員長または委員の中から1名以上が学会大会の運営に関する委員会に参加し、プログラムの作成等について助言等の必要な業務を行う。
- 3 第2条第3項による会員の倫理向上に関する提言については、理事会からの審議付託または委員長並びに委員からの発議により審議を行い、結果については理事会に対して報告および提案を行う。
- 4 第2条第4項による倫理綱領違反に関する審議については、学会大会等における研究発表において倫理綱領に反する行為があった場合若しくはあると疑われる場合に、理事長から諮問を受けて行われる。委員長は諮問を受けた日から3ヶ月以内に審議の結果を理事長に報告しなければならない。なお、委員長は、審議結果について過半数の賛成が得られた内容の他に委員からの意見がある場合には、それを付記して報告しなければならない。

附則 本規定は、平成19年4月1日より施行する。